

# **感染症の予防及びまん延の防止のための指針**

**社会福祉法人 倫尚会**

**食中毒感染症予防・医療的ケア推進委員会**

## 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

### 1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

社会福祉法人倫尚会が運営する事業「以下、法人という。」は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者を対象としており、このような高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。この前提に立って法人では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施すると共に、感染予防・感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要がある。法人が感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むに当たっての基本的理念を理解し、法人全体でこのことに取り組む。

### 2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために、担当者を決め、委員会を設置する等法人全体で取り組む。

### 3. 平常時の対応

#### ①施設内の衛生管理

法人では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、衛生保持に努める。又、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的実施し、衛生管理、清潔の保持に努める。

#### ②介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。又、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。入居者・利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、入居者・利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

#### ③家族等面会者・通所利用者・業者等外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止に努める。

### 4. 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、マニュアル手順に従い、感染の拡大を防ぐための対応を図る。

#### ①「発生時の状況把握」

入居者・利用者・職員の健康状態の把握する。

#### ②「まん延防止のための措置」

嘱託医への連絡、必要に応じて各所の消毒等実施する。

#### ③「有症者への対応」

嘱託医への連絡、必要に応じて医療機関への受診をする。

#### ④「関係機関との連携」

嘱託医、保健所へ報告し、指示を仰ぐ。

#### ⑤「行政への報告」

施設長は、次のような場合には迅速に関係課に報告するとともに、所轄の保健所へ

の報告を行い発生時対応等の指示を仰ぐ。※報告書式は市保健所の報告様式とする。

〈報告が必要な場合〉

- (ア) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
  - (イ) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上（注1）又は全利用者の半数以上（注1）発生した場合
  - (ウ) (ア) 及び (イ) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- (注1) 報告の目安 同一施設内において1週間以内に10名以上又は全利用者数の半数以上の患者が発生したとき。

〈報告する内容〉

- (ア) 感染症又は食中毒が疑われる入居者・利用者の人数
- (イ) 感染症又は食中毒が疑われる症状
- (ウ) 上記の入居者・利用者への対応や施設における対応状況等

なお、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する入居者・利用者又はその疑いのある者を診断した場合は、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う。

## 5. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

### (1) 感染症対策委員会の設置

#### ①設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、食中毒感染症予防・医療的ケア推進委員会を設置する。

#### ②食中毒感染症予防・医療的ケア推進委員会の構成員

- (ア) 施設長
- (イ) 医師
- (ウ) 看護職員
- (エ) 生活相談員・介護支援専門員
- (オ) 管理栄養士
- (カ) 介護職員
- (キ) 事務員
- (ク) 居宅職員（通所・訪問・居宅支援）

\* 本委員会において、事故発生の防止と発生時の対応措置を適切に実施するための担当者はその年の委員長とする。

#### ③ 食中毒感染症予防・医療的ケア推進委員会の開催

3ヶ月（居宅系：6ヶ月）に1回開催し、感染症・食中毒の発生の未然防止、再発防止などの検討を行う。感染症・食中毒発生時等必要な際は、随時委員会を開催する。

④食中毒感染症予防・医療的ケア推進委員会の主な役割

- (ア) 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- (イ) 各指針・各マニュアル等の作成
- (ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- (エ) 入所者・利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- (オ) 新規入所者・利用者の感染症の既往の把握と対応策
- (カ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施
- (キ) 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価

⑤職員の健康管理

- (ア) 全職員は年1回健康診断を実施する。
  - ※インフルエンザの予防接種について、同意した職員に対し予防接種を行う。
- (イ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のための完治まで適切な処置を講ずる。

6. 感染症・食中毒の予防・まん延防止における各職員の役割

感染症・食中毒の予防・まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす。

(施設長)

- ①感染症・食中毒の予防・まん延防止体制の総括責任
- ②感染症発生時の行政報告

(医師)

- ①診断・処置方法の指示
- ②各協力病院との連携

(看護職員)

- ①医師、協力病院との連携
- ②ケアの基本手順の教育と周知徹底
- ③衛生管理・安全管理の指導
- ④予防対策への啓発活動
- ⑤早期発見・早期予防の取り組み
- ⑥経過記録の整備
- ⑦職員への衛生教育

(生活相談員・介護支援専門員) ※通所・居宅・訪問含む

- ①医師・看護職員と連携を図り、予防・まん延防止対策を強化
- ②緊急時連絡体制の整備(行政機関・施設・家族)
- ③発生時及びまん延防止の為の利用者別ケアの確立と指示
- ④経過記録の整備
- ⑤家族への対応

(管理栄養士)

- ①食品管理・衛生管理の指導

- ②食中毒予防の教育・指導の徹底
- ③医師・看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- ④緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関）
- ⑤経過記録の整備

（介護職員）

- ①各マニュアルにそったケアの確立
- ②生活相談員・看護職員・栄養士・調理員との連携
- ③入居者・利用者の状態把握
- ④衛生管理の徹底
- ⑤経過記録の整備

（事務員）

- ①施設内の環境整備・備品の整備

（居宅職員）

- ①施設の状況把握
- ②在宅利用者の状態把握
- ③衛生管理の徹底

7. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

法人に携わる全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行う。

- ①定期的な教育・研修（年2回以上）
- ②新任者に対する感染症対策研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

8. 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設ホームページに掲載しておりいつでも閲覧することができる。

附則

- 1. 旧指針を廃止し、令和6年4月1日より施行する。